租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の七第一項第三号ロ中「又は」を「若しくは」に、「権利」を「権利、資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産又は同条第五項第四号に掲げるもの」に改める。

別表中第百五号を第百七号とし、第四十四号から第百四号までを二号ずつ繰り下げ、第四十三号を第四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十五　ジョージア

別表中第四十二号を第四十三号とし、第七号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　アルメニア

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の七第一項第三号ロの改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百六十三号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（任意適用事業所の申請） **第二十一条**　法第三十一条第一項の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構又は地方厚生局長等に提出することによって行うものとする。この場合において、同時に厚生年金保険法第六条第三項の認可を受けようとするときは、当該申請書にその旨を付記しなければならない。 一　事業主の氏名及び住所 二　事業所の名称、所在地及び事業の種類 2　法第三十一条第一項の規定による認可の申請があった事業所に係る設立事業所の増加に関する規約の変更の認可の申請を行う場合にあっては、前項の申請書にその旨を記載しなければならない。 3　第一項の申請書には、法第三十一条第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。 （任意適用事業所の取消しの申請） **第二十二条**　法第三十三条第一項の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構又は地方厚生局長等に提出することによって行うものとする。この場合において、同時に厚生年金保険法第八条第一項の認可を受けようとするときは、当該申請書にその旨を付記しなければならない。 一　事業主の氏名及び住所 二　事業所の名称及び所在地 2　前項の申請書には、法第三十三条第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。	（任意適用事業所の申請） **第二十一条**　法第三十一条第一項の規定による認可の申請は、様式第一号による健康保険任意適用申請書を機構又は地方厚生局長等に提出することによって行うものとする。この場合において、同時に厚生年金保険法第六条第三項の認可を受けようとするときは、健康保険任意適用申請書にその旨を付記しなければならない。 （新設） （新設） 2　法第三十一条第一項の規定による認可の申請があった事業所に係る設立事業所の増加に関する規約の変更の認可の申請を行う場合にあっては、健康保険任意適用申請書にその旨を記載しなければならない。 3　健康保険任意適用申請書には、法第三十一条第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。 （任意適用事業所の取消しの申請） **第二十二条**　法第三十三条第一項の規定による認可の申請は、様式第二号による健康保険任意適用取消申請書を機構又は地方厚生局長等に提出することによって行うものとする。この場合において、同時に厚生年金保険法第八条第一項の認可を受けようとするときは、健康保険任意適用取消申請書にその旨を付記しなければならない。 （新設） （新設） 2　健康保険任意適用取消申請書には、法第三十三条第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。